

毎週火、金曜日発行（但休日）に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇規則 都市計画法施行規則  
土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可に関する規則
  - ◇告示 建設業者の登録  
豚コレラ予防注射の実施
- 昭和三十六年二月定例県議会で三月二十九日議決された昭和三十六年度県歳入歳出予算等  
基本測量の実施

## 規則

都市計画法施行規則をここに公布する。

昭和三十六年四月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十五号

### 都市計画法施行規則

#### (目的)

第一条 この規則は、都市計画法施行令（大正八年勅令第四百八十二号。以下「令」という。）第十一条、第十一條ノ二及び第十一條ノ三の規定による建築等の行為の許可に関する事項について定めることを目的とする。

（都市計画事業境域内において許可を要する竹木土石類の指定）

第二条 令第十一条の規定により採取について許可を要する竹木土石の類は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 都市計画事業として決定された公園、緑地、広場、又は墓地の施設の境域内の竹木。ただし、次の(イ)から(ニ)までの一に該当するものを除く。
- (イ) 桑、茶、果樹その他農業用に栽培した竹木
- (ロ) 枯損竹木又は危険竹木
- (ハ) 造林若しくは竹木保護のためのつる切、枝打又はぶ育間伐に係る竹木

(二) 森林病虫害等防除法(昭和二十五年法律第五十

三号) 第七条第一項の規定による措置に係る竹木を及ぼすおそれのある土石の類

(都市計画事業境界域内において許可を要しない事項)

第三条 都市計画法(大正八年法律第三十六号。以下「法」という。) 第十六条第一項の土地(令第二十一条に規定する土地区画整理事業に關し都市計画事業として決定したるものに必要な土地を除く。)の境界域内における次の各号に掲げる行為については、令第十一条の規定による許可を受けることを要しない。

- 一 鉄道、軌道、道路等の保全又は交通の円滑を図るため信号機、標識、防護柵その他これらに類する施設を設置すること。
- 二 法令の規定により、又は保安の目的で標識その他これに類するものを設置すること。
- 三 公用又は公共の用に供する施設の管理運営のため必要な案内板又は掲示板を当該营造物の敷地内に設置すること。

置すること。

四 竹木又は鳥獣保護のための標識を設置すること。

五 祭礼、縁日等のため短期間使用の目的をもつて観覧場、やぐら、案内装飾施設等を仮設すること。

六 工用仮設工作物(設置期間三月以内のものに限る。)を設置すること。

七 都市計画事業の執行に支障を及ぼさないことが明らかな工作物を除却すること。

八 非常災害のための応急措置を行なうこと。

(都市計画事業境界域内行為許可の申請手続)

第四条 令第十一条の規定による許可又は許可事項の変更許可を受けようとする者は、第一号様式の申請書又は第二号様式の変更申請書に設計書を添えて知事に提出しなければならない。

(都市計画公園等境界域内において許可を要しない事項)

第五条 法第十一条ノ二の公園、緑地又は広場の境界域内における次の各号に掲げる行為については、令第十一条ノ二の規定による許可を受けることを要しない。

一 祭礼、縁日等のため短期間使用の目的をもつて観覧場その他の仮設建築物を設置すること。

二 工用仮設建築物(設置期間三月以内のものに限る。)を設置すること。

三 非常災害のための応急措置を行なうこと。

(都市計画公園等境界域内建築許可の申請手続)

第六条 令第十一条ノ二の規定による許可又は許可事項の変更許可を受けようとする者は、第三号様式の申請書又は第四号様式の変更申請書に設計書を添えて知事に提出しなければならない。

(土地区画整理事業施行区域内において許可を要しない事項)

第七条 法第十二条の土地区画整理事業を施行することについて都市計画として決定した区域内における第五号各号に掲げる行為については、令第十一条ノ三の規定による許可を受けることを要しない。

(土地区画整理事業施行区域内建築許可の申請手続)

第八条 令第十一条ノ三の規定による許可又は許可事項

の変更許可を受けようとする者は、第五号様式の申請書又は第六号様式の変更申請書に設計書を添えて知事に提出しなければならない。

2 令第十一条ノ三第三項に規定する場合については、前項の申請書に令第十一条ノ二の規定により許可を申請する旨併記するものとする。

(設計書の様式)

第九条 第四条、第六条及び第八条に規定する申請書に添付する設計書は、第七号様式から第十一号様式までのとおりとする。

(許可の標識)

第十条 令第十一条、第十一条ノ二及び第十一条ノ三の規定により許可を受けた者は、行為期間中当該行為現場の見やすい場所に第十二号様式の標識を掲げなければならない。

(完了届)

第十一条 令第十一条、第十一条ノ二及び第十一条ノ三の規定により許可を受けた者がその行為を完了したと

きは、第十三号様式の完了届を知事に提出しなければならない。

(住所、氏名等の異動届)

第十二条 第四条、第六条及び第八条の規定による許可の申請をした者が自己の住所、氏名(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所)に異動を生じたときは、すみやかにその旨を知事に届け出なければならない。

(申請書の経由)

第十三条 この規則の規定により知事に提出する申請書は、所轄土木出張所長を経由しなければならない。

(許可の取消、改修その他の措置)

第十四条 次の各号の一に該当する場合においては、知事はその許可の取消、改修、除却その他必要な措置を命ずることができる。

一 令第十一条、第十一条ノ二若しくは第十一条ノ三の規定又はこれらの規定に基づく処分若しくは処分を付した条件に違反していることが明らかとなつた

とき。

二 申請書に虚偽の事項があつたことが明らかとなつたとき。

(立入検査)

第十五条 知事は、申請書記載事項の調査又は前条の措置をするため必要と認めるときは、当該職員を行為現場に派遣して、立入検査をさせることができる。

2 前項に規定する職員は、その身分を示す第十四号様式の証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(罰則)

第十六条 第十四条の規定による知事の命令に従わなかつた者(書類の部数)は、二千円以下の過料に処する。

第十七条 この規則の規定により知事に提出する申請書及び設計書の部数は、三通とする。

附 則

1 この規則は、昭和三十六年五月一日から施行する。

2 都市計画土地区画整理区域内建築許可規則(昭和二

十八年十二月鳥取県規則第八十三号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

3 この規則の施行前に旧規則によつてなされた許可の申請は、この規則中これに相当する規定がある場合には、この規則によつてなされたものとみなす。

第二号様式

都市計画事業境域内行為許可事項変更申請書

次のとおり既許可行為の変更を行ないたいので、申請します。なお、令第12条の規定により、条件を付されたときは、これを遵守します。

年 月 日

住所  
申請者 職業 電話番号  
氏名

鳥 取 県 知 事 殿

既に受けた許可の指 令番号及び年月日	
既に受けた許可の内容	
変 更 の 目 的	
変更しようとする事項	
その他必要な事項	

第一号様式

都市計画事業境域内行為許可申請書

令第11条の規定により、次のとおり行為許可を受けたいので、申請します。なお、令第12条の規定により、条件を付されたときは、これを遵守します。

年 月 日

住所  
申請者 職業 電話番号  
氏名

鳥 取 県 知 事 殿

行為の場所	境域の種類及び名称
行為の目的及び内容	
工 事 の 概 要	
工 事 の 施 行 期 間	許可の日から 日以内に着手 日間 着手の日から 日以内に完了
代理人の住所、氏名、 職業及び電話番号	
工事施行者の住所、 氏名及び電話番号	
工 事 費 概 算	
その他必要な事項	

第四号様式

都市計画公園等境域内建築許可事項変更申請書

次のとおり既許可行為の変更を行ないたいので、申請します。

なお、令第12条の規定により、条件を付されたときは、これを遵守します。

年 月 日

住 所

電話番号

申請者 職 業

氏 名

鳥 取 県 知 事

殿

既に受けた許可の指 令番号及び年月日	
既に受けた許可の内 容	
変 更 の 目 的	
変更しようとする事 項	
その他必要な事項	

第三号様式

都市計画公園等境域内建築許可申請書

令第11ノ2の規定により、次のとおり建築許可を受けたいので、申請  
します。

なお、令第12条の規定により、条件を付されたときは、これを遵守し  
ます。

年 月 日

住 所

電話番号

申請者 職 業

氏 名

鳥 取 県 知 事

殿

建 築 の 場 所	境域の種類 及び名称
建築の目的及び用途	
建築物の構造概要	
工事の施行期間	許可の日から 着手の日から 日以内に着手 日以内に完了 日間
代理人の住所、氏名、 職業及び電話番号	
工事施行者の住所、 氏名及び電話番号	
工 事 費 概 算	
その他必要な事項	

00639

第六号様式

土地区画整理事業施行区域内建築許可事項変更申請書

次のとおり既許可行為の変更を行ないたいので、申請します。

なお、令第12条の規定により、条件を付されたときは、これを遵守します。

年 月 日

住 所

申請者 職 業

氏 名

電話番号

鳥 取 県 知 事

殿

既に受けた許可の指 令番号及び年月日	
既に受けた許可の内 容	
変 更 の 目 的	
変更しようとする事 項	
その他必要な事項	

00638

第五号様式

土地区画整理事業施行区域内建築許可申請書

令第11条ノ3の規定により、次のとおり土地区画整理事業施行区域内において建築許可を受けたいので、申請します。

なお、令第12条の規定により、条件を付されたときは、これを遵守します。

年 月 日

住 所

電話番号

申請者 職 業

氏 名

鳥 取 県 知 事

殿

建 築 の 場 所	番地	土地区画整理 事業区域内
建築の目的及び用途		
建築物の構造概要		
工 事 の 施 行 期 間	許可の日から 着手の日から	日以内に着手 日以内に完了 日間
代理人の住所、氏名、 職業及び電話番号		
工事施行者の住所、 氏名及び電話番号		
工 事 費 概 算		
その他必要な事項		

第八号様式

工 作 物 設 計 書 (建築物を除く)				
敷	現 況	現況傾斜の有無並びに 周辺の地盤との関係及 び高低等	敷地の所有 別	(イ)自己所有地 (ロ)借地(土地使 用承諾書添付) (ハ)官有地(許可 証写)
	道路との関係 (高低差) メートル		敷地の面積	平方メートル
地	土地形質 変更の有無	別に設計書(第9 号様式)を添付す ること。	敷地の地目	
	申 請 工 作 物	種類及び用途		
物	構 造 の 概 要	(材料、仕上方法、規模、その他)		
	意 匠 の 概 要	(形状、その他)		
	工 事 の 種 別	(新設、増設、改造、修繕、移築、その他)		
そ の 他	敷地内の竹木の 有無及びその処 理 方 法	(竹木のある場合は種類、樹令及び本数を記入し、 その処理を明記する。)		
	他の法令による 許認可又は前願 の 有 無			

添付図面

平面図 縮尺(50分の1から600分の1の範囲内)、方位、地名、地番、敷地の境界線、敷地内における工作物、竹木等の位置、敷地に接する道路の位置及び幅員を明示すること。

第七号様式

建 築 物 設 計 書				
敷	現 況	現況傾斜の有無並びに 周辺の地盤との関係及 び高低等	敷地の所有 別	(イ)自己所有地 (ロ)借地(土地使 用承諾書添付) (ハ)官有地(許可 証写)
	道路との関係 (高低差) メートル		敷地の面積	平方メートル
地	土地形質 変更の有無	別に設計書(第9 号様式)を添付す ること。	敷地の地目	
	申 請 建 築 物	用 途	構 造	
工 事 種 別		新築、増築、改築、移築、 修繕、模様替、その他	建 築 面 積	
物	建 築 面 積	平方メートル	敷 地 面 積	
	既在建築物の種 類及び面積		費 用 の 概 算	
そ の 他	敷地内の竹木の 有無及びその処 理 方 法	(竹木のある場合は、種類、樹令、及び本数を記入し、 その処理法を明記する。)		
	他の法令による 許認可又は前願 の 有 無			

添付図面

平面図 縮尺(50分の1から600分の1の範囲内)、方位、地名、地番、敷地の境界線、敷地内における工作物、竹木等の位置、敷地に接する道路の位置及び幅員を明示すること。

00640

第十号様式

竹 木 類 採 取 設 計 書

竹木の現況				(樹令、種類、本数、疎密等)	
採 取 竹 木	採取種類				
	採取樹令	採取方法	(皆伐、択伐、間伐、除伐等)		
	採取量	採取面積	平方メートル		
跡地の処理法					
その他必要な事項					

添付図面

平 面 図 (現況及び跡地整理計画図)

縮尺 (50分の1から200分の1の範囲内)、方位、土地の高低差ある場合は、等高線、断面図の位置、林況、竹木の位置、採取区域を明示すること。

00642

第九号様式

土 地 形 質 変 更 設 計 書

施行地の現況	(現況傾斜の有無並びに周辺の地盤との関係及び高低等)	施行地の面積	平方メートル
施行の方法及び目的			
跡地の処理法			
竹木の有無及びその処理法	竹木のある場合は、種類、樹令及び本数を記入し、その処理法を明示する。		
その他必要な事項	他の法令による許可又は前願の有無		

添付図面

1. 平 面 図 縮尺 (50分の1から200分の1の範囲内)、方位、行為地の境界線、土地に高低差ある場合は、等高線、断面図の位置、石がき、かけ、壁、竹木、石塊等のある場合は、その位置を明示すること。許可行為変更の場合は、対照平面図とする。
2. 縦 横 断 面 図 現況及び行為後を対比できるようにする。(現況及び計画)



## 第十二号様式 許可の標識

都市計画区域内行為許可済

許可	年月日 鳥取県指令第 号
位置	
期間	
行為者の住所 及び氏名	
工事請負者の 住所及び氏名	
工事管理者の 氏名	

## 第十一号様式

土石類採取設計書

土地の現況	(現況、傾斜の有無、周辺の地盤との関係及び高低、土質等)	
採取物件	採取物件名	
	採取及び 運搬法	
	採取量	
跡地の処理法		
竹木の有無及び その処理法		(竹木のある場合は種類、樹令、本数を記入し、その処理法)を明記する。
その他必要な 事項		

## 添付図面

## 1. 平面図 (現況及び跡地整理計画図)

縮尺 (50分の1から200分の1の範囲内)、方位、土地の高低差がある場合は、等高線、断面図の位置、竹木の位置、伐採区域及び土石採取区域を明示すること。

## 2. 縦横断面図 (現況及び計画)

現況及び行為後を対比できるようにする。

第十四号様式

(表 面)

第 号

所 属

職 氏 名

年 月 日 生

年 月 日 発 行

鳥 取 県

都市計画法施行規則第十五条第二項の規定による職員

写真ちよう付

↑ ..... 8センチメートル ..... ↓

..... 12センチメートル ..... ↓

(裏 面)

この証票を携帯する者は、都市計画法施行規則第十五条第一項の規定による職権を行なう者であつて、その関係条文は次のとおりであります。

都市計画法施行規則抜すい

(立入検査)

第十五条 知事は、申請書記載事項の調査又は前条の措置をするため必要と認めるときは、当該職員を行為現場に派遣して、立入検査をさせることができる。

2 前項に規定する職員は、その身分を示す第十四号様式の証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第十三号様式

都市計画区域内行為完了届

次のとおり行為を完了したのでお届けします。

年 月 日

住 所

電話番号 \_\_\_\_\_

職 業

氏 名

㊤

鳥 取 県 知 事 殿

許可指令番号及び 年 月 日	
許可を受けた行為	
行為地の場所	
行為着手期日	
行為完了期日	
備 考	

00648

土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可に関する規則をここに公布する。

昭和三十六年四月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十六号

土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号。以下「法」という。）第七十六条第一項の規定による土地区画整理事業施行地区内における建築等の許可及び変更許可に関する事項について定めることを目的とする。

(許可申請)

第二条 前条の許可又は変更許可を受けようとする者は、それぞれ第一号様式の申請書又は第二号様式の変更申請書三通を知事に提出しなければならない。

(添付書類)

第三条 前条の申請書には、次の各号に掲げる書類をそれぞれ三部添付しなければならない。ただし、許可事項の変更許可の場合には、次の各号に掲げる書類のうち、当該変更事項に関する書類のみを添付するものとする。

- 一 設計書（行為の種類に応じ第三号様式から第六号様式まで）及び図面（附近見取図、平面図、立面図、縦横断面図及び構造図とし、図面に明示しなければならない事項は、別表のとおりとする。）
- 二 使用する宅地について法第八十五条の規定による申告又は届出をしていない場合には、当該宅地の使用についての権原を証する書類及び図面
- 三 当該行為が建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）その他法令の規定により許可、認可、確認等を受けなければならない場合において、当該法令の規定による許可書、認可書、確認書等がある場合はその写

00649

四 その他知事が必要と認める書類  
(行為の完了届)

第四条 許可を受けた行為を完了した者は、第七号様式の完了届三通を知事に提出しなければならない。

(書類の經由)

第五条 前三条の規定により知事に提出する書類は、当該土地区画整理事業施行者（以下「施行者」という。）を經由しなければならない。

2 前項の規定により經由すべき申請書を受理した施行者は、当該申請行為が事業の施行に及ぼす障害等について調査し、第八号様式の意見書を添付して所轄土木出張所長に送付するものとする。

附 則

1 この規則は、昭和三十六年五月一日から施行する。  
2 この規則の施行前に旧都市計画土地区画整理区域内建築許可規則（昭和二十八年十二月鳥取県規則第八十三号）によつてなされた許可の申請は、この規則中これに相当する規定がある場合には、この規則によつて

なされたものとみなす。

第1号様式

土地区画整理事業  
施行地区内 建築行為等許可申請書

法第76条第1項の規定により、次のとおり許可を受けたいので、書類を添えて申請します。

なお、許可に際し期限その他の条件を付せられたときは、これを遵守するとともに、事業施行上申請建築物等の除却又は移転が必要となつたときは、いつでもこれを履行し、かつ、損失補償等の請求はいつさいいたしません。

年 月 日

住所  
申請者 氏名 電話番号

鳥 取 県 知 事 殿

行為の場所	行為地の土地区画整理事業の名称及び工区
敷地の地目	敷地の権利別
敷地についての法第85条による申告の有無	敷地が自己所有地以外であるときは、賃貸借の契約等の内容
行為の種類	行為の目的
行為(工事)の概要	
行為(工事)の期間	工事費の概算
工事施行者の住所氏名及び電話番号	代理人の住所、氏名及び電話番号
他の法令による許可等の有無	その他必要な事項

別 表

添付図面及び図面に明示しなければならない事項

附近見取図	方位、施行箇所、道路その他の交通機関 目標となる土地、建物(駅、停車場、公共建築物、河川、湖沼等)、距離
平面図	縮尺(50分の1から200分の1の範囲内)、方位、地名、地番、敷地の境界線、敷地内における工作物、竹木等の位置並びに敷地に接する道路の位置及び巾員 許可行為変更の場合は対照平面図
立面図、構造図 又は縦横断面図	縮尺、主要部分の材料の種別及び仕上方法

第3号様式

土地形質変更設計書

行為地の現況	現況傾斜の有無、周辺の地盤との関係、高低のその他	施行地の面積	平方メートル
施行の方法及び目的			
跡地の処理法			
その他必要な事項			

第2号様式

土地区画整理事業 施行地区内 建築行為等許可事項変更申請書

次のとおり既許可行為の変更許可を受けたいので、書類を添えて申請します。

年 月 日

住所  
申請者 氏名

電話番号

鳥取県知事

殿

既に受けた許可の指令番号及び年月日	
既に受けた許可の内容	
変更の目的	
変更しようとする事項	
その他必要な事項	

00655

第5号様式

工作物、物件、設置設計書建(築物を除く。)

敷 地	現況の概要	現況傾斜の有無 (周辺の地盤との 関係、高低、そ の他)	敷地の面積	平方メートル
	道路との関係 (高低差) メートル		土地形質変更の 有 無	別に設計書 (第3号様式) を添付するこ と。
申 請 工 物 作 物 件	種類及び用途			
	構造の概要	(材料、仕上方法、規模、重量、その他)		
	意匠の概要	(形状、その他)		
	工事の種別	(新設、増設、改造、修繕、移築、その他)		
その他必要な事項				

00654

第4号様式

建築物設計書

敷 地	現況と概要	現況傾斜の有無 (周辺の地盤と の関係、高低 その他)	敷地の面積	平方メートル
	道路との関係 (高低差) メートル		土地形質変更の 有 無	別に設計書 (第3号様式) を添付するこ と。
申 請 建 築 物	用 途		構 造	
	工事種別	新築、増築、改 築、移築、修繕、 模様替、その他		
	建築面積	平面 延べ	建築面積	敷地面積
	既存建築物の種 類及び面積		費用の概算	
工事請負者の住所 及び氏名				
その他必要な事項				

第7号様式

行 為 完 了 届

次のとおり行為を完了したのでお届けします。

年 月 日

住 所

電話番号

氏 名

㊤

鳥 取 県 知 事

殿

許可指令番号及び  
年 月 日

許可を受けた行為

行為地の場所

行為着手期日

行為完了期日

備 考

第6号様式

物 件 堆 積 設 計 書

敷 地	現況の概要 <small>(現況傾斜の有無、周辺の地盤との関係、高低その他)</small>	敷地の面積	平方メートル
	道路との関係 (高低差) メートル	土地形質変更の 有 無	別に設計書 (第3号様式) を添付すること。 有 無
堆 積 物 件	堆積物件名	重 量	
	堆積及び運搬方法		
堆 積 量			
跡地の処理法			
その他必要な事項			

第8号様式

意見書			
申請者氏名		申請受理年月日	
申請の概要			
事業計画の抵触の有無	都市計画街路	事業実施の予定(年月)	
	区画街路		
	公園緑地		
	学校予定地		
	その他の公共施設		
仮換地指定後にあつては、当該指定地の区画及び面積との関係			
申請書及び添付図面についての調査意見			
許すの意見の処分につ	参考事項	仮換地指定(予定)年月日	
		換地処分(予定)年月日	
		法第85条の申告等の有無	
条件等についての希望			
上記のとおり意見を添付して進達します。 年 月 日 土地区画整理事業施行者 職氏名			

告示

鳥取県告示第百三十七号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第六条の規定に

登録番号 登録年月日 名称

鳥取県知事登録(第五四九号) 昭三六・三・二八 近藤組

主たる営業所の所在地 申請者氏名 摘要

気高郡気高町勝見六九〇ノ一〇 近藤 栄 土木工事

よる登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、次のとおり建設業者登録簿に登録した。

昭和三十六年四月二十五日 鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百三十八号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて豚コレラ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき、豚の所有者に対して注射を受けることを命ずる。

昭和三十六年四月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 豚コレラ予防のため
- 二 実施の区域 県内全域
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

鳥取県告示第百三十九号

- 四 実施の期日 昭和三十六年四月二十七日から五月二十七日までの期間各豚舎巡回注射
- 五 注射の方法 豚コレラ予防液皮下注射

昭和三十六年二月定例県議会で、三月二十九日議決された昭和三十六年度鳥取県歳入歳出予算、昭和三十六年度特別会計災害救助基金歳入歳出予算、昭和三十六年度



00660

特別会計母子福祉資金貸付事業費歳入歳出予算、昭和三十六年度特別会計学校生徒奨励資金歳入歳出予算、昭和三十六年度特別会計県立学校実習費歳入歳出予算、昭和三十六年度特別会計印刷事業費歳入歳出予算、昭和三十六年度特別会計用品調達事業費歳入歳出予算、昭和三十六年度特別会計県有牛貸付事業費歳入歳出予算、昭和三十六年度特別会計県立中央病院事業費歳入歳出予算、昭和三十六年度特別会計農業改良資金助成事業費歳入歳出予算、昭和三十六年度特別会計中小企業振興資金助成事業費歳入歳出予算、昭和三十六年度鳥取県管電気事業会計予算、昭和三十六年度特別会計財政調整積立金歳入歳出予算、昭和三十六年度特別会計県立中央病院事業費歳入歳出追加予算は、次のとおりである。

昭和三十六年四月二十五日

鳥取県知事 石 敏 二 殿

昭和36年度鳥取県歳入歳出予算

歳 入 歳 出 予算額

1	県 通 税	1,054,083	千円
1	普 通 的 税	907,935	
2	田 賦 的 税	146,141	
3	旧 法 に よ る 税	7	
2	地 方 議 会 税	432,843	
1	入 場 議 会 税	134,227	
2	地 方 道 路 議 会 税	298,616	
3	地 方 交 付 税	3,871,961	
1	地 方 交 付 税	3,871,961	
4	公 企 業 及 財 産 收 入	148,702	
1	財 産 收 入	144,702	
2	当 せ ん 金 附 証 票 発 売 收 入	4,000	
5	分 担 金 及 負 担 金	147,222	
1	分 担 金	200	
2	負 担 金	147,022	
6	使 用 料 及 手 数 料	315,703	
1	使 用 料	212,249	
2	手 数 料	103,454	

00661

7	国 庫 支 出 金	4,014,656
1	国 庫 負 担 金	1,785,140
2	国 庫 補 助 金	2,142,038
3	委 託 金	87,478
8	寄 附 金	71,150
1	寄 附 金	71,150
9	繰 入 金	20,769
1	特 別 会 計 繰 入 金	20,768
2	特 別 会 計 剰 余 金 繰 入 金	1
10	繰 越 金	265,000
1	前 年 度 繰 越 金	265,000
11	雑 収 入	302,911
1	納 付 金	38,572
2	弁 償 金 及 報 償 金	7,760
3	償 還 金	63,093
4	延 滞 金	5,000
5	物 品 売 払 代 金	76,231
6	雑 入	112,255

12	県 債 償 還	905,000
1	県 債 償 還	905,000
12	入 合 計 出 目	11,550,000
1	議 会 費	58,794
1	議 会 員 費	55,021
2	議 会 員 費	3,723
3	公 員 費	50
2	県 庁 費	1,177,969
1	監 査 員 費	1,133,012
2	監 査 員 費	1,656
3	人 事 委 員 會 費	9,506
4	東 京 事 務 所 費	5,460
5	諸 費	23,430
3	警 察 消 防 費	454,897
1	公 安 委 員 會 費	8,879
2	警 察 職 員 費	386,949

千円

3	警察行政費	56,636	7	博物館費	1,307
4	消防費	2,433	8	社會教育保健費	7,065
4	土木費	2,590,691	9	體育保健費	8,965
1	道路橋川梁費	1,182,536	10	義務教育振興費	4,049
2	河港砂防費	386,774	11	高校教育振興費	13,265
3	都市計畫費	175,902	12	教育施設費	152,384
4	砂防費	201,769	13	教育諸費	3,888
5	災害復舊費	126,273	6	社會及勞働施設費	650,073
6	建築費	471,739	1	生活保護費	256,289
7	土木諸費	27,848	2	社會福祉費	116,964
8	教育費	7,850	3	兒童保健費	88,794
5	教育委員會費	3,161,078	4	婦人兒童福祉費	92,391
1	教育委員校費	93,869	5	國民健康保險費	18,487
2	小學校費	1,399,612	6	世界話費	2,058
3	中學校費	801,096	7	職業安定費	9,904
4	高等學校費	651,806	8	保健衛生費	65,185
5	盲學校費	36,498	7	保健衛生費	192,704
6	図書館費	7,276	1	保健衛生費	23,232

2	子防衛衛生費	141,017	9	財產管理費	461,961
3	公衆衛生研究所費	8,782	1	財產管理費	14,961
4	衛生研究所費	3,186	2	県庁舎建設費	447,000
5	医療業務費	1,345	10	統計調査費	5,082
6	衛生業務費	1,260	1	統計調査費	5,082
7	衛生諸費	13,882	11	選挙費	1,978
8	産業經濟費	1,874,007	1	選挙管理委員會費	1,078
1	農業改良費	147,719	2	公債還本費	900
2	農業改良費	129,536	12	公債還本費	795,974
3	林業費	458,555	1	元利償還金	776,079
4	水産業費	219,609	2	利子費	18,900
5	畜産業費	41,350	3	諸費	995
6	畜産業費	119,318	13	諸費	104,792
7	商工業費	127,642	1	財政支出金	1,020
8	觀光事業費	27,190	2	徵稅費	38,624
9	農地開拓事業費	36,976	3	地方振興費	10,305
10	農地開拓事業費	562,450	4	農政企面調査費	4,788
11	耕地地下資源開發費	3,662	5	中海日野川綜合開發調査費	8,318

6	広報活動費	5,256			
7	渉外諸費	1,148			
8	繰出金	27,033			
9	雑支	8,300			
14	子備費	20,000			
1	子備費	20,000			
	繰出合計	11,550,000			
昭和36年度特別会計災害救助基金繰入歳出予算					
入	歳入	予算額	歳入	歳出	繰入歳出予算
1	公企業及財産収入	1,238			
1	諸収入	217			
2	償還金	1,021			
1	繰入	5,000			
2	繰入	5,000			
1	繰入	5,000			
3	繰越金	1			
1	繰越金	1			
	繰入合計	6,239			
昭和36年度特別会計母子福祉資金貸付事業費					
入	歳入	予算額	歳入	歳出	繰入歳出予算
1	国庫支出金	2,066			
1	国庫支出金	2,066			
2	繰入金	1,338			
1	一般会計繰入金	1,338			
3	償還金	9,105			
1	償還金	9,105			
4	繰越金	1,082			

1	前年度繰越金	1,082			
5	雑収入	917			
1	雑収入	917			
	繰入合計	14,508			
入	歳入	予算額	歳入	歳出	繰入歳出予算
1	母子福祉資金貸付事業費	14,508			
1	事業費	14,508			
	繰出合計	14,508			
昭和36年度特別会計学校生徒奨励資金繰入歳出予算					
入	歳入	予算額	歳入	歳出	繰入歳出予算
1	公企業及財産収入	1			
1	諸収入	1			
2	繰越金	325			
1	繰越金	325			
1	繰越金	325			
	繰入合計	326			
昭和36年度特別会計県立学校実習費繰入歳出予算					
入	歳入	予算額	歳入	歳出	繰入歳出予算
1	学校生徒奨励費	326			
1	奨励費	326			
	繰出合計	326			
1	繰越金	800			
1	繰越金	800			
2	雑収入	15,575			
1	物品売払代	15,487			
2	雑収入	88			
3	使用料及手数料	306			
1	使用料	306			
1	繰越金	16,681			
	繰入合計	16,681			
1	県立学校実習費	16,681			

1	1	1	1	16,681	3	3	728
歳出合計	歳入	歳入	予算額千円	16,681	予備費	予算額千円	728
昭和36年度特別会計印刷事業費歳入歳出予算	昭和36年度特別会計用品調達事業費歳入歳出予算	昭和36年度特別会計用品調達事業費歳入歳出予算		8,849			8,849
1	1	1	7,720	1	1	24,205	24,205
1	1	1	7,720	1	1	24,205	24,205
1	1	1	1,083	2	2	2,796	2,796
1	1	1	1,083	2	2	2,796	2,796
1	1	1	46	1	1	2,796	2,796
1	1	1	46	1	1	1,902	1,902
1	1	1	8,849	1	1	1,902	1,902
1	1	1	8,849	1	1	10,689	10,689
1	1	1	8,021	1	1	10,689	10,689
1	1	1	8,021	1	1	39,592	39,592
1	1	1	100	1	1	37,780	37,780
1	1	1	100	1	1	37,780	37,780

1	1	1	37,780	1	1	757	
1	1	1	37,780	1	1	757	
1	1	1	1,812	1	1	140,287	140,287
1	1	1	1,812	1	1	140,287	140,287
1	1	1	754	1	1	4,544	4,544
1	1	1	754	1	1	2,515	2,515
1	1	1	1	2	2	50	50
1	1	1	1	2	2	1,979	1,979
1	1	1	1	3	3	14,197	14,197
1	1	1	1	3	3	14,197	14,197
1	1	1	757	1	1	1,100	1,100
1	1	1	757	1	1	1,100	1,100
1	1	1	757	1	1	160,128	160,128
1	1	1	757	1	1	160,128	160,128

1	県立病院	費	125,662
1	病	費	125,662
2	出張診療所	費	1,912
1	出張診療所	費	1,912
3	看護婦養成所	費	3,747
1	看護婦養成所	費	3,747
4	諸支	費	22,707
1	公債	費	22,707
5	病院	費	6,100
1	病院	費	6,100
歳出合計			160,128
昭和36年度特別会計農業改良資金助成事業費			
歳入歳出予算			
1	国庫	3,691	3,691
2	国庫	14,899	14,899

1	一般会計繰入金	2,438	
2	財産	12,461	
3	債	7,616	
4	繰前年度繰入金	834	
5	雑	834	
歳入合計			27,041
1	農業改良資金貸付事業費	13,746	
2	諸支	13,295	
歳出合計			27,041
昭和36年度特別会計中小企业振興資金助成事業費歳入歳出予算			

1	国庫	9,060	
2	繰入	9,060	
3	債償	8,302	
歳入合計			26,422
1	中小企业振興資金助成事業費	26,422	
歳出合計			26,422
昭和36年度鳥取県電気事業会計予算			
(収益的收入及び支出)			
1	収		

1	電気事業	309,171	
1	営業	308,171	
2	財務	1,000	
歳入合計			309,171
1	雑		
1	電気事業	283,435	
1	営業	120,274	
2	財務	162,961	
3	子	200	
歳出合計			283,435
(資本的收入及び支出)			
1	資本的		
1	固定資産売却代金		
歳出合計			

1	資本的支出	千円	80,729
1	建設準備勘定	千円	4,040
2	水力発電設備	千円	4,140
3	建設改良費	千円	8,385
4	企業債償還金	千円	50,791
5	他会計への繰出金	千円	13,373
昭和36年度特別会計財政調整積立金歳入歳出予算			
歳入	科目	予算額	千円
1	公企業及財産収入	千円	8,531
1	財産収入	千円	8,531
歳入合計	歳入	千円	8,531
歳出	科目	予算額	千円
1	財政調整積立金	千円	8,531
1	財政調整積立金	千円	8,531
歳出合計	歳出	千円	8,531

昭和36年度特別会計県立中央病院事業費			
歳入歳出追加予算			
歳入	科目	目	今回追加予算額
1	使用料及手数料	千円	695
1	使用料	千円	695
5	県債	千円	14,400
1	県債	千円	14,400
6	国庫支出金	千円	1,123
1	国庫補助金	千円	1,123
歳入合計	歳入	千円	16,218
歳出	科目	目	今回追加予算額
5	病院拡充費	千円	16,218
1	拡充費	千円	16,218
歳出合計	歳出	千円	16,218

鳥取県告示第二百四十号

次のとおり基本測量を実施する旨、建設省国土地理院長から通知を受けた。

昭和三十六年四月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 作業種類

一等磁気測量

二 作業期間

昭和三十六年五月二十七日から昭和三十六年六月一日まで

三 作業地域

倉吉市